

保険・年金 フォーカス

保険金詐欺の発生状況

日本と比べて、欧米では保険金詐欺はどうなっているか？

保険研究部 主任研究員 篠原 拓也
(03)3512-1823 tshino@nli-research.co.jp

1—はじめに

保険にはモラルハザードがつきものである。保険の契約者や受取人による保険金詐欺は、古くから問題とされてきた。歴史に記されている最初の保険金詐欺は、紀元前 300 年にさかのぼる。当時のギリシャでは、貨物を届け終えたときに借用金に利息を付けて返す。返せない場合は、貨物及び貨物船を返す、との船舶抵当貸借と呼ばれる契約が結ばれていた。ある商人が、貸主から借用金と貨物を詐取(さしゅ)しようとして、故意に空の貨物船を沈没させた、との記録がある。結局、その商人は、そのかどで乗組員に船を追われて溺れてしまったため、詐取の試みは成就しなかったようである¹。

今日、保険会社は、約款の中に、詐欺による無効の規定を置いて、保険金詐取を抑止している。併せて、保険業界は、保険金詐欺が刑事罰に該当する重罪であることを社会に周知させて、その根絶に向けた取り組みを進めている。

欧米でも、保険金詐欺は、問題となっている。本稿では、諸資料をもとに、日本と欧米の保険金詐欺について概観するとともに、今後の対処法等について、考察することとしたい。

2—保険金詐欺の類型化

一口に保険金詐欺と言っても、その内容は多岐に渡る。メディアに社会ニュースとして取り上げられる代表的なものとして、生命保険の死亡保険金詐取を目的とした殺人事件が挙げられる。無論、殺人は、人命を奪う重罪であるが、その重さゆえに、保険金詐欺全体に占める割合は、極めて小さいと言われている。

保険金詐欺として多発しやすいケースは、犯罪者にとって発覚のリスクが小さく、仮に発覚して逮捕に至ったとしても、重罰とはならないものであろう²。例えば、偽装自動車盗難事故や、保険契約締結前の事故を締結後に発生したと偽る行為(アフター・ロス、アフロス)などがある。これらの詐欺に

¹ “5 of the most remarkable instances in the history of fraud” Natalie Hammond(Experian Information Solutions, Inc, Identity and Fraud, September 25, 2015)より。

² 日本の刑法では、第 246 条で詐欺罪が規定されている。犯罪を行った者は、10 年以下の懲役に処され、犯罪によって得たものは没収または追徴される。

よる不正請求を類型化すると、次の表のようになる。

図表 1. 不正請求の類型

保険金詐欺の型	虚偽内容	例
事故偽装型	事実は保険事故は存在しないにもかかわらず、これがあつたように偽装すること	
事故作出型	偶然ではなく、故意に保険事故に相当する事故を作出する場合	①故意に家を燃やしたり、交通事故を起こす ②当たり屋
架空事故型	保険事故に相当する事故自体が存在しない場合、あるいは、保険事故ではない事故が存在し、これを保険事故と偽る場合	①遊興中に負ったケガを自動車事故によるものとみせかける ②別の場所における盗難事故を被保険場所における盗難と偽る ③保険契約開始前の事故を契約後の事故と偽る(アフロス)
事故便乗型	実際に発生した保険事故を利用して、実際の損害額以上の利得を不正に取得すること	
捏造(ねつぞう)請求型	実際には存在しなかった損害によって保険金を請求する場合	①保険事故となる火災の損害をこうむった際に実際には置いていなかった商品や家財の損害を請求する
過大請求型	保険事故の発生を悪用して保険会社に保険金を過大に請求する場合	①保険事故によって破損した物品の価値を過大に請求する ②休業損害証明書を偽造して実際よりも高額な補償を受ける

※「わが国における保険金詐欺の実態と研究 -偽装自動車盗難による保険金詐欺を中心に-」山田高弘(保険学雑誌第 606 号)の表 1(もとの出典は「わが国における保険金詐欺の実態と研究」(社団法人日本損害保険協会)をもとに、筆者作成)

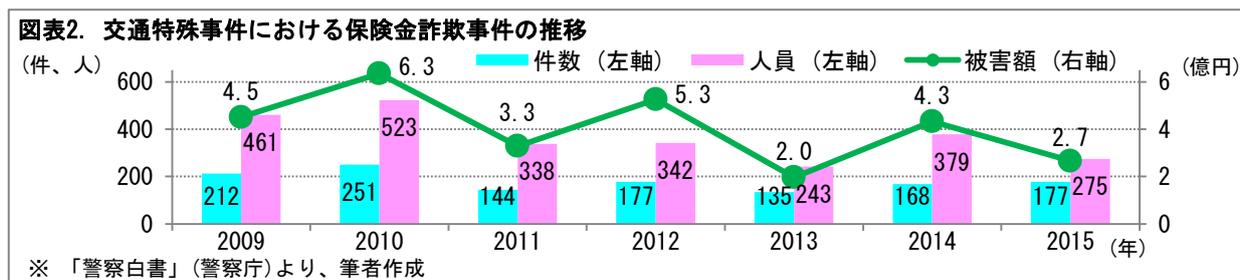
この表を見ると、実際に、どの保険金詐欺が、どの程度発生しているのか、知りたくなるだろう。しかし、残念ながら、保険金詐欺の発生状況を包括的にまとめた正確な統計は、存在しない模様である。詐欺事件の中には、露呈しなかったり、検挙に至らなかったりするケースがあるためと思われる。こうした状況は、日本に限られない。欧米でも、包括的な保険金詐欺の統計は作られていない模様である。一般に、保険金詐欺による被害額が多額に上れば、保険会社の収支の悪化を通じて、保険料の値上げを招く。これは、善良な保険契約者の負担が増加するという形で、社会全体の不利益につながる結果となる。従って、保険金詐欺を根絶し、不当な保険金利得を許さないことが、保険会社の使命となる。

3—各国の保険金詐欺

各国の保険金詐欺について、概観していこう。

1 | 日本は保険金詐欺は大きな社会問題にまでは至っていない

まず、日本の動向を見ていこう。日本では、警察庁が、主な交通特殊事件の検挙動向について、保険金詐欺の推移を公表している。



年によって変動があるものの、件数は概ね横這い、人員や被害額は減少傾向を示していると言える。ただし、この図で示されているものは、検挙に至った事件だけで、犯罪全体の氷山の一角に過ぎない点に留意する必要がある。

このように、交通特殊事件での保険金詐欺を見る限り、現在、日本では、保険金詐欺が社会問題となっている訳ではない。しかし、この後に見ていくような欧米での詐欺事案が、今後、日本に入り込んでくる可能性もある。引き続き、保険金詐欺の根絶に向けた取り組みを、進めていく必要があるものと思われる。

2 | アメリカは損害保険の保険金支払額の 10%が保険金詐欺

次に、アメリカの様子を見る。保険業界の見積もりによると、アメリカでは、毎年、損害保険の保険金支払額の約 10%が、保険金詐欺によるものと見られている。2011 年～2015 年には、毎年、340 億ドル(約 3.7 兆円³)もの保険金詐欺が発生したとされている。

また、医療保険の分野では、民間保険と公的保険を合わせて、医療給付支出の 3～10%が、保険金詐欺によるものと見られている。2010 年には、770 億ドル(約 8.5 兆円)～2,590 億ドル(28.5 兆円)もの、多額の支出が詐欺によってなされたと言われている⁴。

アメリカでは、通常の詐欺罪とは独立して、保険金詐欺を取り締まるとともに、不正請求の抑止を目的とした「保険詐欺罪」が制定されている。例えば、ニューヨーク州刑法では、保険詐欺に対して、詐取金額等に応じた刑罰が区分されている。最も重い第 1 級保険詐欺罪(100 万ドル(約 1.1 億円)超の保険金詐取等)では、B クラスの重罪とされ、25 年以下の懲役刑が科される⁵。

3 | イギリスは保険金詐欺により、1 世帯あたり年間 50 ポンド(約 7,000 円)の保険料負担増

続いて、イギリスの様子を見る。イギリスでは、保険協会 (Association of British Insurers, ABI) が、偽装自動車衝突事故等により、2013 年に 13 億ポンド(約 1,800 億円⁶)の保険金詐欺での支払いがなされたと公表した。この金額は、前年から 18%増加し、記録的な高水準となっている。ABI は、保険金詐欺により 1 世帯あたり年間 50 ポンド(約 7,000 円)の保険料負担増につながっているとしている⁷。

イギリスでは、2006 年に、自動車保険の保険金不正請求に取り組むための、保険金詐欺局 (Insurance Fraud Bureau, IFB) が設置されている。また、2012 年には、保険詐欺取締施行部 (Insurance Fraud Enforcement Department, IFED) という専門の警察組織が設置され、被疑者の起訴等を支援してきた⁸。

また、2012 年には、ABI が主導して、イギリス全国で保険金詐欺者を登録する、保険金詐欺登録制度 (Insurance Fraud Register, IFR) が開始されている。この制度は、損保市場の 60%超を占める保険会社で活用されている⁹。契約者が保険に加入する際や、更新する際、給付を請求する際などに、保険金詐欺の企ての有無についての情報が、保険会社に提供される。この制度は、2020 年まで、継続して

³ 1 ドル=110 円で換算 (以下、同様)。

⁴ Insurance Information Institute の Insurance Fraud の項 (<http://www.iii.org/issue-update/insurance-fraud>) より。

⁵ 保険詐欺罪は、Article 176.00～176.35 にかけて、第 1 級から第 5 級までの 5 段階で規定されている。懲役刑の罰則は、Article 70.00 に規定されている。

⁶ 1 ポンド=140 円で換算 (以下、同様)。

⁷ “Insurance fraud at record high, says ABI” (BBC News, 30 May 2014) より。

⁸ ロンドン市警察のホームページより

(<https://www.cityoflondon.police.uk/advice-and-support/fraud-and-economic-crime/ifed/Pages/About-IFED.aspx>)

⁹ “Industry sign-up to Insurance Fraud Register ahead of target” (IFR, News & Updates, 2017.4.4)

実施されることが決まっている。

4 | フランスは保険金詐欺により、年間 25 億ユーロ (約 3,000 億円) を支払い

次に、フランスの様子を見ていこう。フランスでは、1989 年に保険会社が ALFA (Agence pour la lutte contre la fraude à l'assurance の略) と呼ばれる、不審な支払請求を調査する国家組織を創設した。この組織は、保険詐欺調査員の養成、複数の保険会社に同時に請求する詐欺事案への対処、法施行機関との連携についての助言などを行っている。

2011 年には、35,042 件の詐欺請求を検出し、1.68 億ユーロ (約 200 億円¹⁰) の支払を未然に防いだと公表されている。しかし、それでも、年間で、支払保険金の 15% に相当する、25 億ユーロ (約 3,000 億円) もの詐欺支払が発生していると、ALFA は公表している¹¹。

5 | ドイツは保険金詐欺により、年間 40 億ユーロ (約 4,800 億円) 超を支払い

ドイツでは、保険協会 (Gesamtverband der Deutschen Versicherungswirtschaft, GDV) が、年間に 40 億ユーロ (約 4,800 億円) もの詐欺による支払いが発生していると見積もっている。特に、損害保険で、スマートフォン、平面テレビ、ラップトップコンピューターの故障に関する給付請求の 40% までが、詐欺の目的で行われたとされている。

保険金詐欺に対処するために、HIS (Hinweis- und Informationssystem の略) という検出・情報システムが構築されている。2011 年に、データ保護を担う官庁によって、ガイドラインが設定されており、それに従って、システムの再編が行われた¹²。

ドイツでは、連邦法である刑法典で、通常の詐欺罪の他に、保険の濫用罪が制定されている。保険の濫用罪の場合、3 年以下の懲役刑または罰金刑が科される。ただし、放火による損壊や、船の沈没など、特に重大なものについては、詐欺罪が適用されて、6 ヶ月以上 10 年以下の懲役刑が科される¹³。

以上のように、欧米では、保険金詐欺が多発しており、その対処が急がれている。

4——今後の保険金詐欺への対処

欧米では、保険金詐欺が大規模に発生しており、社会問題となっている。保険金詐欺の根絶に向けた対処について見ていくこととしたい。対処の方法として、定性的方法と定量的方法の 2 つのアプローチがある。

1 | 定性的アプローチはソーシャルメディアとの親和性が高い

まず、提出された給付請求書類の内容を確認する際に、ソーシャルメディアの情報を用いることが考えられる。特に、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどに代表されるソーシャル・ネットワークワーキング・サービスは、世界中で、幅広く浸透している。投稿者が内容を非公開にするなどのセキュリティやプライバシーの設定をしない限り、誰でも、投稿内容を閲覧することができる。欧

¹⁰ 1 ユーロ=120 円で換算 (以下、同様)。

¹¹ “The impact of insurance fraud” (Insurance Europe, 2013)、“Insurance Companies: Are You Equipped to Successfully Combat Fraud?” (SAS Research Report, 2014)、“Global best practice and customer cases in insurance antifraud” David Hartley (SAS FORUM RUSSIA 2016) より。

¹² 上記の注に記載の資料 および “Comments on the proposal for an EU Data Protection Regulation” (GDV, 2012) より。

¹³ 第 263 条で、詐欺罪が規定されている。その上で、第 265 条では、第 263 条に該当しない保険の濫用罪が規定されている。

米では、これを、保険金査定の調査に活用する動きが出ている。関連記事等によると、例えば、次のような事例が挙げられている¹⁴。

- (1) 腰椎損傷(背中へのケガ)で給付を請求した人が、チャリティー・ランへの参加に向けて、スポーツジムで体操やトレーニングをしている姿が、フェイスブックで捉えられ、支払いを拒否された。
- (2) 海で結婚指輪を紛失してしまったとして保険金を請求した人が、ソーシャルメディアに、失くしたはずの指輪をその人が付けている写真が掲示しているのを見つけられて、支払いを拒否された。
- (3) 自動車事故で請求をした人が、実際には、故意に自動車を水没させていた。その様子が、第三者に撮影されていて、ソーシャルメディアに投稿された。そのビデオが、偶然、保険会社に見つかり、支払いを拒否された。(請求者にとっては、これこそが「事故」と言えよう。)

こうした保険金詐欺の発覚は、偶然の産物によるところが大きい。もし、こうした調査を給付請求全てに対して、入念に行うことになれば、膨大な時間を要する上に、調査の費用(人件費等)も巨額に上るものとなる。給付請求から短時間で保険金を支払う、という顧客サービスの向上にも逆行する。

2 | 定量的アプローチは、人工知能を活用する

保険金詐欺の調査に、人工知能(AI)によるデータ解析を通じた給付請求予測が活用され始めている。

例えば、風水害で、被害の大きかった地域を特定することで、その地域からの建物や家財の損壊による保険金請求が多くなることを予測する。そして、被災地域以外からの請求や、被害の小さかった地域から巨額の請求があった場合には、調査に力を入れるといった方策が採られている。

また、保険金詐欺の請求には、何度も繰り返して請求するという常習性が見られる。更に、回を追うごとに、給付請求額が上昇していくという傾向も見られる。そこで、こうした傾向をもとに、過去の給付請求内容を参考にして、請求頻度が上がっている人や、請求額がエスカレートしている人について、念入りに調査が行われている。

しかし、こうした人工知能技術は、詐欺を調査する側だけではなく、詐欺を行う側にも、技術革新を引き起こしている。例えば、偽のメールやミスリーディングな情報を、アカウントやソーシャルメディアの記録としてわざと残したり、アクセスを部分的に制限したりすることで、保険会社の調査を攪乱する動きが出ている。このような新たな ICT 技術の活用においては、調査をする側よりも、詐欺を行う側の方が、優位に立っていると、指摘もある¹⁵。

5—おわりに(私見)

保険金詐欺の概要や発生状況について、事例を交えて、簡単に述べてきた。突き詰めていけば、保険金詐欺を起こすのは人である。詐欺の背景には、その人ならではの、癖や習慣といった手がかりが残されているであろう。定量的なアプローチのみに頼るのではなく、定性的な手法を組み合わせ、こうした手がかりをあぶり出すことで、詐欺の検出力を強化していくことが、保険金の適正な支払いのために欠かせないものと考えられる。引き続き、今後の動きに、注目していきたい。

¹⁴ (1)は、“Soapbox: Cooperation is the key to cracking fraud” Michaela Koller (The Institute and Faculty of Actuaries, The Actuary, Apr. 2013)、(2)と(3)は、“Insurance fraud and social media” Leah Windt, Michael A. Henk (Milliman, Jul. 2016)に記載の内容を、筆者がまとめた。

¹⁵ “Global profiles of the fraudster: Technology enables and weak controls fuel the fraud” (KPMG, May 2016)より。